

事務連絡  
平成17年5月

放射性同位元素等の使用者・販売業者・賃貸業者・廃棄業者の皆様へ  
—放射線障害防止法の改正について—

文部科学省科学技術・学術政策局  
原子力安全課放射線規制室

放射性同位元素等の使用者・販売業者・賃貸業者・廃棄業者の皆様におかれましては、  
日頃より放射線利用における安全確保にご尽力いただいていることと存じます。

この度、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第69号）により、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律が改正されました。これに伴い、同法施行令、施行規則も改正され、併せて関係告示も整備されました。これらの一連の改正は、平成17年6月1日から施行されます。

皆様におかれましては、一連の改正法令をよくお読みいただくようお願いします。また、別添1の資料で改正の主要点をご説明するとともに、別添2の資料で改正法施行の前後における必要な手続きの主な事例について、別添3の資料で放射線障害予防規程等の作成にあたっての留意点についてご説明していますので、改正に伴い放射線利用における安全確保に遺漏のないようお願いいたします。

今回の改正の主要点は、規制対象となる放射性同位元素の下限数量の変更です。特に以下の点にご注意下さい。

- ・従来規制対象ではなく、新たに規制対象となる数量の放射性同位元素を装備している機器（機器校正用線源を含みます。）のうち、平成19年3月末までに製造されたものについては、廃棄についてのみ改正法令の規定に従ってください。使用・保管・運搬については、特段の手続きは要しません。
- ・責事業所における使用する核種や数量によっては、許可使用者、届出使用者のいずれに該当するかが変わる場合があります。
- ・また、放射性同位元素の販売業又は賃貸業を行う事業者は、販売業又は賃貸業の許可制ではなく届出制になります。さらに、届出版売業者及び届出賃貸業者のうち、放射性同位元素を直接取り扱う事業者は、販売業又は賃貸業の届出とは別に使用の許可又は届出を要することになります。
- ・なお、規制対象下限値は変更になりますが、排気・排水の濃度限度や施設の審査における被ばく評価の方法を変更するものではありません。排気・排水設備やしゃへいのための改造が直ちに必要となるものではありません。

この事務連絡の別添書類は変更が加えられたので、6月付けの事務連絡とともに最新版を掲載する。